

**普通に生きる インクルーシブ**  
～「ために」から「ともに」へ社会を変える～

アビリティーズ・ケアネット株式会社 営業推進本部 課長 佐野俊也

## 私のプロフィール

- 佐野 俊也（アビリティーズ・ケアネット株式会社  
営業推進本部 推進部 販促課 課長  
92年、交通事故で脊髄を損傷。94年、株式会社日本アビリティーズ社（現アビリティーズ・ケアネット株式会社）に入社。福祉機器や自助具の販売等、さまざまな部門の担当を経て、現在モビリティー製品・介護機器全般を担当。車いす・クッション・座位保持装置でのシーティングの立案や実践、モジュール車いすに関するトレーニング、専門教育、コンサルティングに携わる。モビリティー製品に関する製品開発や指導も行ない、大学・病院・施設・企業・行政向けに、車いす・褥瘡・障害者受容に関するセミナーの講師等を務める。
- <福祉用具専門相談員・ドライシーティングフィッティングマスター・園芸療法プログラミングスタディーコース取得>

**私の場合 交通事故によって障がいを・・・**

事故に遭う前は、21歳で会社を起業し夜間大学へ通う大学生でした。  
早朝会社から現場に行く途中に車に追突され交通事故 当時23歳  
背骨(腰椎)が折れる大事故  
事故前と事故後では人生が一転  
どん底の世界に落とされる状況  
何度も死についても考える  
健常者から障がい者へ姿かたちを変え、どう生きていくか途方にくれる毎日...

**混乱と苦悩の日々**

**健常者のときの趣味**

鈴鹿サーキットでのレース  
沖縄での大会

**障がいを受け入れる辛さと適応への努力**

- 発想の転換-死ぬことはいつでもできる、この障がいと反対になることで、人生を変える飛躍は出来ないのか・・・
- 障がいを持つことで何が出来て、何が出来ないのか・・・
- 病院入院時(大学病院からリハビリ病院)/医療従事者や患者さん、家族からの障害を受け入れるための情報収集
- 早く外(社会に)に出たい気持ちが高まる
- 障がいを受け入れるためのチャレンジ

**そしてチャレンジと失望**

- 病院退院後、バリアの多さや人目をどうしても気になる日本に不満、二ヵ月後に単独でアメリカへ訪問(3ヶ月間の滞在期間)
- 目のあたりにする障がい者の住みやすい、社会国家を実感(アメリカ カルフォルニア州)
- 日本に帰りこの障がい(自身)を持って何か役立てられる事はないのか、日本という国をより障がい者にとっても住みやすい状況に出来ないのか考える
- しかし、アメリカと日本の法律の違いに唖然・・

少しでも状況を変えるための手段そして適応

障がいを持っていても人として当たり前のことができるように・・・目標 そして 実行

人として生きて行くことの認識を考えはじめ、障がいを自分の一部として受け入れるようになり、人格的成长を遂げたとき、それが生きていこうというバロメーターとなった。

そのための手段→本人の自己決定を重視→仕事や新たなるスポーツ(趣味)

しかし世の中はそう甘くなかった。。。  
人材派遣会社として仕事を取りに行くことが多い現場の仕事(ガテン的)であったため、車いぎになってしまった自分に哀れ感を示された。障害を持ったら、現場などにもこれないでしまう?他の代表者を立て直したほうが良いのではなどと、見えない差別を受けた実感がわいた。そして起業した会社。。。。

その後・・・仕事を探すが、就職活動のため障がい者雇用を有している64社へ約一年かけて応募と面接の日々に明け暮れていた。  
結果は62社は身体的・環境・交通手段によって落とされてしまった。

就職についてはあきらめかけていたその時、職業安定所より一本の電話。福祉関連の会社が求人の応募があったとの連絡。面接を受け、障がい者もこの会社であれば働けると実感。この会社であれば道が切り開かれる希望を持った。

### ■ 保障よりチャンスを

アビリティーズの網領

アビリティーズの網羅  
なんらか平凡な人間でありたまふ。非凡な人間  
じつは、されば「保全」ととも「子チャンス」を選むこ  
れなしは、国家に養われて、専門家で、経済的な人生  
を送ることに満足する。わたくしは、歩がきが、  
計算するための道を求める。わたくしは、歩づける  
たゞえ。それ以後歩くうえでも、失敗しないことを  
ねらは、必ずしも人生の道を、いくばくか  
は監視された生き方をとも、つねに被教する人生を  
選ぶ。それが「物語」のようなる日々ではなく、ス  
トリーリーとも世界である。  
わたしは、決して、忠実のため、自由を憲者の  
ために尊厳を捨てる工ではない。かかる弱者たち  
の間で、尊厳を守る。また、かかる弱者たちに對  
して、恐れることはない。姿勢を正し、誇らかなに、な  
んにも負けず、自らの意思で決意し、誇らしく、  
自分で創造していくことを尊んで考える。世間に向  
かってこう宣言する。これがわたしの愛と運び  
げることだ」と。

社会復帰の無い込めて…



1974(昭和49)年7月、日本初のリハビリ用品展示会を開催(東京・霞ヶ関ビル33階にて)。来場者は3,000人にのぼった。

震ヶ関ビルは日本最初の超高層ビル。あちこちの段差や不都合もボランティアの協力で対応。

反響を受け、4ヶ月後には福祉施設のための近代化機器展(厚生省主催、事務局・アビリティーズ)を実施。国際福祉機器展の前駆者たる

## 日本アビリティーズ社の自助畠の通販

- ・障がい者雇用モデルの第一号として神奈川県川崎市にて
  - ・日本発の障がい者のみで働くサテライトオフィスの開設
  - ・障がい者にとって非常に働きやすい環境のオフィスビル
  - ・日本アビリティーズ社の子会社 (株)ADLエクスプレス
  - ・3000アイテム以上の自助具をカタログ通販で日本全国から注文



### その他の身近な福祉用具



### その他の身近な福祉用具



### 障がいを持った持ったお子さんの福祉用具

成長に応じ、将来を見据えてご提案  
夢をかなえるための移動に制限のない世の中  
をつくるためのmobility部門への転向



### 映画やドラマで指導で当社のmobilityが浸透



東映株式会社

経験やシーティングマスター資格を活かした、エキスパートとしての車いす・床ずれ・シーティング技術等におけるセミナーの開催



### 高齢化における神社仏閣へのバリアフリー対応のためのコンサルティング



様々な老人保健施設でのシーティングクリニック(アドバイザー)としての取り組み



### 数多くの病院での褥瘡・シーティングコンサルティング



そしてインクルーシブとは、

巻き込むという意味です

## 市民参加型・ユーザー参加型の誤解

「なにか意見があれば何でも言ってください」



と言われても、



「えーっと」

「うーん」

## なぜこうなるか？

七

それは他人事だから

個に向こう方法が分からぬ。.

だからこそ。.

行政・企業・NPOや学校などを継続的に  
巻き込む  
体系的運営が必要



◆JDA全国ネットワーク 公開シンポジウム 国会にて



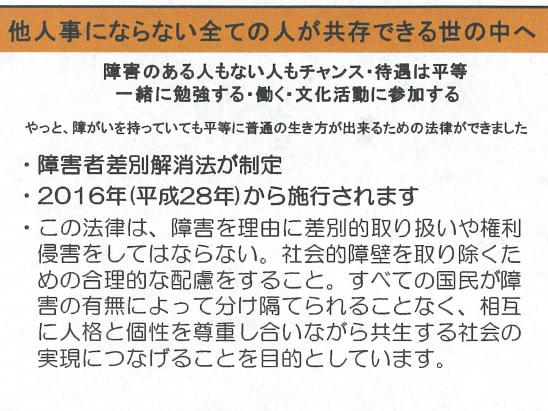
障害者差別禁止法制定  
運動の要請



障害者差別禁止法制定のための提言書提出



総理が、障がい者制度改革推進本部の設置を約束



## 障害者差別解消法を文字でたとえると

こんなことで困っていないませんか？ 障害があることで障害のない人たちは違う扱いを受けて困った自分のために、合った必要な工夫やり方をしてもらえたかったことはありませんか？ お店に入ろうと思ったら、車椅子で入ることを理由に断られたことがあります。他の店の営業をするとき、「私には障害があります」と伝えると、障害があることを理由にして断られた。・スポーツクラブや団体や団体があることを理由に、入会を断られた。・災害時、避難所で、障害者を利用する人がいると管理者に伝えたから、必要な情報が音手でしか伝えられないから、車椅子を利用したいとき、どの席に座ったらいかのかわからぬので躊躇に躊躇いたが、わかるように説明してくれなかつた。・役所の会議に呼ばれたので、わかりやすく説明してくれる人が必要だと伝えましたが、みんなの声を發行して、障害者差別解消法がで出来ました。【3ページ】 障害者差別解消法では、「不当な差別の取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。「不当な差別の取扱い」例えば、「障害がある」と「合理的な配慮をしないこと」が、差別になります。【3ページ】 障害者差別解消法では、「不当な差別の取扱い」でスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、さすがだからといってお店に入れないことなどは、障害のない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別の取扱い」であると考えられます。ただし、他に方法がない場合は、「不当な差別の取扱い」にならないこともあります。「合理的な配慮をしないこと」 障害のある人に声だけではなく、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない、知的障害のある人にわかるやすく説明しないことなどは、障害のない人にきちんと情報を伝えているのに、障害のある人に情報が伝ふれないことになります。障害のある人がいるがいる間に、その人の隣に座る必要がある工場の職員に、それを理解して、どちらかとを合理的な配慮といいます。障害者差別解消法では、役所や会社、お店などが、障害のある人に「合理的な配慮をしないこと」も差別となります。役所と会社、お店などは、違うところと違う、不当な差別の取扱いをすることがあります。・お店なども禁じられます。役所は、必ず合理的な配慮をしなければなりません。しかし、会社・お店などは、障害のある人が困らないようにするために努力することになっています。・不当な差別の取扱い、役所・会社・お店など、するよう努め、たとし、合理的な配慮のために、例えば、お金がかかるすぎたりすることもあります。その場合、他の工夫ややり方を考えることになります。

細かくてなんだかわからないので……

詳しくはwebで・・・ 検索は 内閣府 障害者差別解消法

・簡易的に理解していた  
だくために、お配りいた  
しました、高齢者、車い  
す利用者も安心して利用  
できるパンフレットをご  
覧ください。

## コミュニケーションを取ることの大切さ！

- ・困っている素振りをしているときの対応
- ・同じ目線の高さでの対応(車いすや身長差など)
- ・声の掛け合い(一声での安心感)
- ・指一本でできる介助
- ・車いす介助・手を差し伸べる介助の適切さ
- ・迅速な気持ちの良い対応の心得

### ●人の尊厳

高齢障がい者と若年障がい者に対応の違いがある状況によって一人一人手を差し延べる事で自立の向上心を高めてあげる事もできる。

### ●障がい者・高齢者の本質を知る

障がい者・高齢者のお客様に対しても、特に特別扱いをしなくても良い、これも人の尊厳性を守るためでもある。

ぜひ皆さんも



「ために」から「ともに」へ



それが  
インクルーシブです



ご清聴有難うございました

<http://www.abilities.jp/>

